

現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用について

令和7年3月1日

現場代理人は、松江市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第2項の規定により、原則として「工事現場に常駐」が必要ですが、第3項において「工事現場における運営取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」に常駐を要しないこととすることができるとしています。

この主旨を考慮し、現場代理人の常駐緩和の取扱いについて、以下のとおりとします。

1. 現場代理人について

（1）現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務付けています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

（2）現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いてほかの工事と重複して現場代理人になることはできません。

特別な場合の取扱いについて、現場代理人の兼務の取り扱いを「**別添1** 現場代理人の兼務について」のとおりとし、工期内の常駐を要しない期間の取扱いを「**別添2** 現場代理人の工期内における常駐を要しない期間について」のとおりとします。

2. 営業所の専任技術者との兼務について

（1）営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに選任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。

なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

（2）現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

3. 主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任することが可能です。同一請負契約で兼任した者は、特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は主任技術者を兼務することができません。

特別な場合とは、「**別添 1** 現場代理人の兼務について」**及び災害特例**における現場代理人の兼務可能要件に適合し、かつ「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」における主任・監理技術者の兼任が可能な場合をいい、この場合に限り 2 以上の工事の現場代理人及び主任・監理技術者を兼務することができます。

4. 技術者等の配置について

現場代理人、主任技術者又は監理技術者、営業所の専任技術者の兼務の可、不可については、別紙**参考資料**にまとめていますのでご参照ください。

5. 手続き

他工事の現場代理人又は主任・技術者の兼務を行う場合には、兼務する工事の全ての担当課に書面（様式 1）により兼務の申請をするとともに、監督職員の承認を受けてください。

なお、専任の主任・監理技術者の兼務の申請は（様式 4）によるものとする。

6. その他

工事現場の運営取り締まり等に支障をきたした場合や不良（粗雑）な工事となった場合は、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合があります。

参考

松江市建設工事請負契約約款

第 10 条 略

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとする。

なお、対象とする工事は、松江市が発注又は監督する工事（契約図書で現場責任者の常駐を義務付けた業務委託を含む。）とする。

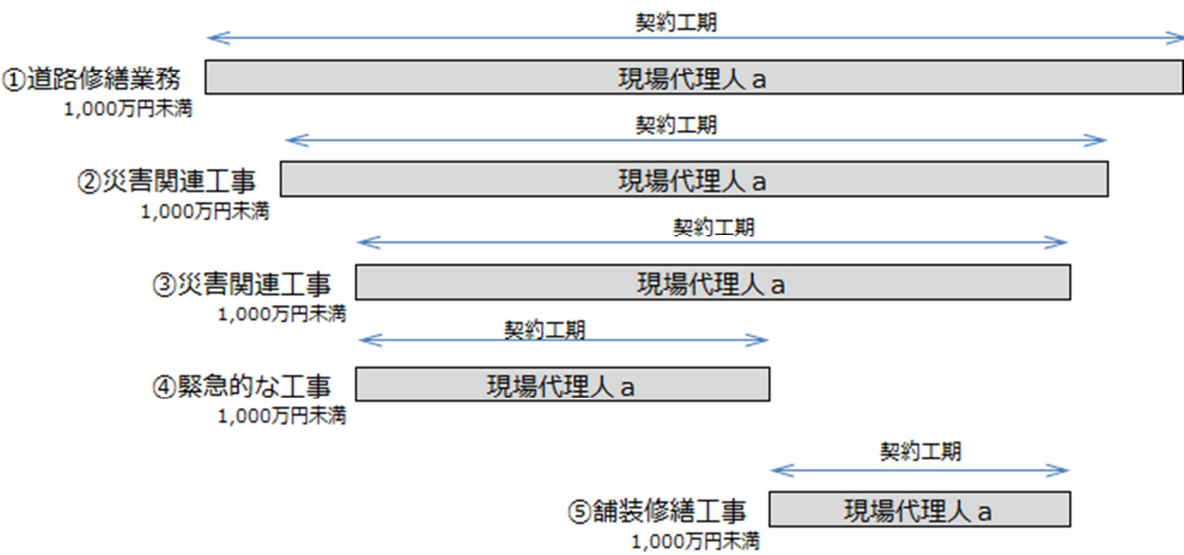
記

1. 兼務要件

(1) 契約金額 1,000 万円未満の災害関連工事等の兼務

災害関連工事、緊急的な工事、舗装修繕工事、機械・電気設備工事、小規模な建築改修工事、道路維持修繕業務委託で、次の要件をすべて満たし、発注者が工事現場の運営取り締まり等に支障がないと認めた場合、4 件まで工事等を兼務できるものとする。（※災害関連工事とは、災害復旧その他関係する工事等をいう。）

- ① 兼務する工事の契約金額がいずれも 1,000 万円未満であること。
- ② 発注者又は監督職員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かうことが可能なこと。



(2) 契約金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事の兼務

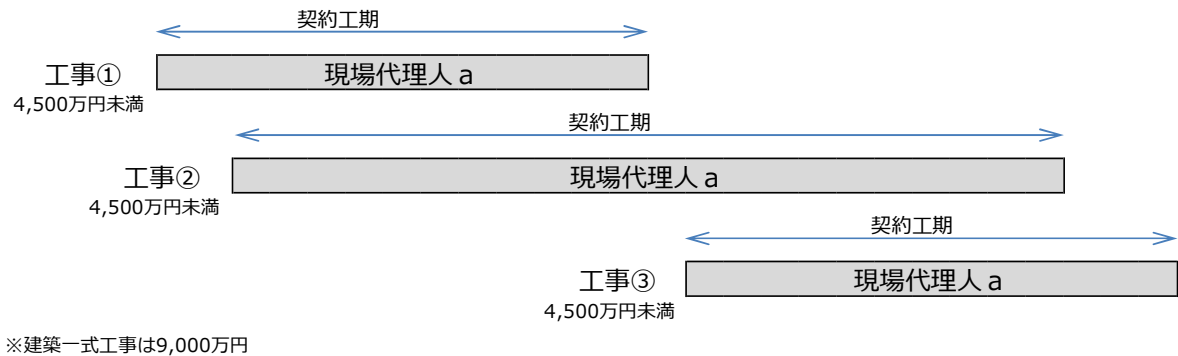
次の要件をすべて満たし、発注者が工事現場の運営取り締まり等に支障がないと認めた場合、2 件の工事を兼務できるものとする。

- ① 兼務する工事の契約金額が共に 4,500 万円（建築一式工事にあっては 9,000 万円）未満であること。

② 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度までであること。

ただし、工事の規模・内容等により工事現場の運営取り締まり等に支障がないと事業担当課長が認める場合には、この限りでない。

③ 発注者又は監督職員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かうことが可能なこと。

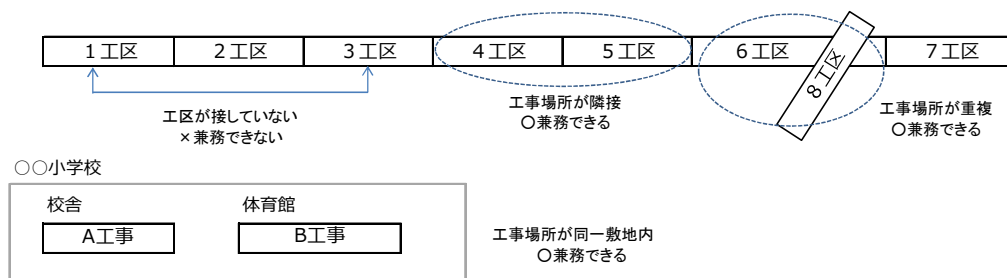


(3) 密接な関連のある二以上の工事の兼務

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は隣接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

なお、「密接な関連のある工事」とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事のことをいい、「同一の場所又は隣接した場所」とは、工区が隣接している場合（重なる場合を含む）を原則とし、例えば発注形態が縦断的に 1 から 5 工区とあり、1 工区と 3 工区（接していない）の場合には適用しないものとする。

※密接な関連のある工事で、同一の場所又は隣接した場所で施工する工事では、請負代金額に関わらず同一の現場代理人を配置することができる。



※「密接な関連のある工事」の例

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

- ・連続する河川（本・支川）における同種・類似工事
- ・国道・県道等における同種・類似工事 等

施工にあたり相互に調整を要する工事

- ・工事間で土砂等を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・二つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事 等

2. 兼務の承認手続き

受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合は、様式1「現場代理人の兼務について（申請）」により申請を行い、発注者の承認を受けなければならない。

3. 適用にあたっての留意事項

- ・要件に該当しても兼務を承認することができない場合がありますので、兼務配置を予定している場合は、入札前に発注者に確認してください。
- ・工事現場の運営取締等に支障をきたした場合や不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定の評価への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合があります。

現場代理人の工期内における常駐を要しない期間について

現場代理人の工期内における常駐を要しない期間の取扱いについて、下記のとおりとする。

なお、対象とする工事は、松江市が発注又は監督する工事（契約図書で現場責任者の常駐を義務付けた業務委託を含む。）とする。

記

1. 工期内における常駐を要しない期間

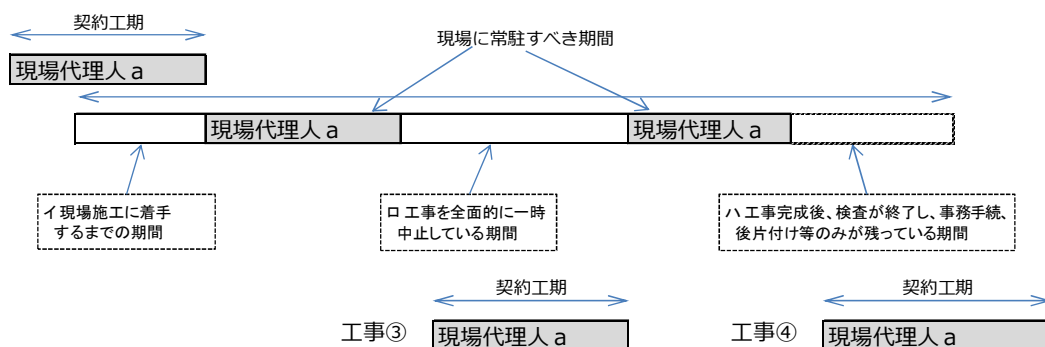
現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期内であっても、次のイ、ロ、ハに掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

イ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

ロ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ハ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後片付け等のみが残っている期間

※常駐すべき各期間に重複のない工事①、②、③、④に同一の現場代理人aを配置することができる。



2. 手続き

申請の必要はないが、発注者と受注者の間で常駐しない期間を工事打合簿等の書面により明確にし、常時連絡可能な体制を確認しておかなければならない。

- ・イの場合の書面での確認例

① 現場代理人・主任技術者等届により現場着工日（工事着手日）を明確にし、工事打合簿で連絡体制を確認する。

② 工事打合簿で現場着工日及び連絡体制を確認する。

・ロの場合の書面での確認例

① 「工事一時中止について(通知)」により中止期間を明確にし、工事打合簿で連絡体制を確認する。

・ハの場合の書面での確認例

① 「竣工検査済証」の交付により明確にする。

3. 適用にあたっての留意事項

工事現場の運営取締等に支障をきたした場合や不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合があります。

技術者等の兼務について

○兼務可 △兼務不可（特例有） ×兼務不可

			専任を要しない工事 ※ 1			専任を要する工事 ※ 1		
			現場 代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者	現場 代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者
同一工事	現場代理人			○	×		○	×
	主任・監理技術者		○		△ ※ 2	○		△ ※ 2
	営業所の専任技術者		×	△ ※ 2		×	△ ※ 2	
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	△ ※ 3	△ ※ 5	×	△ ※ 3	△ ※ 5	×
		主任・監理技術者	△ ※ 5	○	△ ※ 2	△ ※ 5	△ ※ 4	△ ※ 2
	専任を要する工事	現場代理人	△ ※ 3	△ ※ 5	×	△ ※ 3	△ ※ 5	×
		主任・監理技術者	△ ※ 5	△ ※ 4	△ ※ 2	△ ※ 5	△ ※ 4	△ ※ 2

- ※ 1 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事
- ※ 2 特別な場合にのみ主任・監理技術者等を兼務することができます。（特別な場合とは、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」における主任・監理技術者の兼務が可能な場合をいう。）
- ※ 3 特別な場合にのみ現場代理人を兼務することができます。（特別な場合については、「別添 1 現場代理人の兼務について」及び災害特例による。）
- ※ 4 特別な場合にのみ主任・監理技術者等を兼務することができます。（特別な場合とは、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」における主任・監理技術者の兼務が可能な場合をいう。）
- ※ 5 特別な場合にのみ兼務することができます。（特別な場合とは、「別添 1 現場代理人の兼務について」及び災害特例における現場代理人の兼務可能要件に適合し、かつ「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」における主任・監理技術者の兼務が可能な場合をいう。）